

平成 30 年度第 1 回広島県食品安全推進協議会議事録（概要）

日 時：平成 30 年 10 月 16 日（火）午後 2 時 00 分～ 4 時 00 分

場 所：県庁北館 2 階 第 1 会議室

出席者：（敬称略）

【座長】	烏帽子田 彰	（国立大学法人広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授）
学識経験者	田中 秀樹	（国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科教授）
	村上 和保	（広島女学院大学副学長）
消費者代表	森島 哲司	（広島県生活協同組合連合会専務スタッフ担当課長）
	徳田 洋子	（公益社団法人広島消費者協会会長）
	佐藤 浩子	（広島県地域女性団体連絡協議会会長）
生産者代表	河原 直司	（広島県農業協同組合中央会 JA営農支援センター次長）
	仁城 明彦	（全国農業協同組合連合会広島県本部 JA担当部長）
	山本 勇二	（広島県漁業協同組合連合会会長）
事業者代表	前垣 壽男	（一般社団法人広島県食品衛生協会会長）
	藤川 純裕	（日本チェーンストア協会中国支部）
	石川 秀次郎	（広島県スーパーマーケット協会事務局）

1 議事次第

- （1）開会
- （2）挨拶
- （3）議事

- ① 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」平成 29 年度の実施状況と評価
- ② 「食の安全に関する基本方針及び推進プラン」に関する平成 30 年度の主な取組
- ③ その他

2 配布資料

- 資料 1 「食の安全に関する推進プラン」平成 29 年度の実施状況と評価
- 資料 2 推進プランの進捗状況
- 資料 3 HACCP 導入率達成に向けた取組について
- 資料 4 食の安全に関する意識調査について
- 資料 5 災害時の食の安全に関する課題について
- 資料 6 食品衛生法等の一部を改正する法律の概要

3 議事概要

【烏帽子田座長】

局長の挨拶でもあったように、今回は食の安全に関する基本方針及び推進プランについて、行政、生産者、事業者からそれぞれご報告をいただく。このプランは早いもので来年をもって終了ということで、来年はまたプラン策定となる。

① 「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」平成 29 年度の実施状況と評価

【事務局】

- ・資料 1 に沿って、平成 29 年度の実施結果を説明。
- ・数値目標については、10 項目のうち 3 項目が達成となった。参考指標については、42 項目のうち、達成が 30 項目、概ね達成が 7 項目、評価対象外が 5 項目となった。

- ・ HACCP は目標 20% に対し 5.8%，食品表示一斉点検の不適合率は目標 30% 以下に対し 31.5%，アレルギー表示店は 1000 店舗以上に対し 84 店舗である。
- ・ 県食品生活衛生課の平成 29 年度の取組は，監視指導や収去検査，様々な啓発活動など，資料のとおりで，概ね目標どおりとなっている。

【広島市】

・ 監視指導計画に基づいて取り組んだ。平成 29 年度の主な取組としては，HACCP の研修で，事業者を対象とした導入推進のための講習会を開催し，158 施設（事業者）の参加があった。保健所の導入支援を求める事業者（11 施設）に対しては，1 年間かけて導入の支援を行った。

【呉市】

・ 監視指導計画に基づいて取り組んだ。監視件数は年間 5000 件の目標を概ね達成した。収去検査についても 600 件に対し 514 件で，概ね達成したと考えている。

・ 各種監視指導で，特に冬場のノロウイルスを意識した監視，夏場の食中毒予防月間監視などを行った。

【福山市】

・ 監視指導件数，収去件数ともに監視指導計画に基づき実施し，目標を達成した。平成 29 年度は食品衛生講習会の回数が増加となっており，高齢者の居場所づくりや認知症カフェ，子供食堂など，福祉目的で食事提供を行う事業者に対する講習を行ったことにより増加となった。また，登録している市民へのメール配信の回数を増加させている。

○各団体の実施状況報告（資料 1）

【広島県農業協同組合中央会】 26～27 ページ

- ・ 衛生管理では GAP 指導員の基礎研修を実施し，7 JA の 19 名が参加した。食品表示の項目では生産履歴記帳運動を実施しており，「安心じゃけん生産運動」改訂による推進計画を 9 JA で作成した。また，食品表示検定を 5 JA から 15 名が受験した。生産履歴記帳状況調査では，回収点検率は 99.7% であった。
- ・ リスクコミュニケーションでは，ひろしま地産地消協議会のファンクラブサイトの充実を図っている。

【全国農業協同組合連合会広島県本部】 28～29 ページ

- ・ JGAP の指導員養成を 7 JA と関係機関で合計 19 名の養成を行った。食品表示では，生産履歴の推進ということで米，野菜等の生産履歴を推進している。
- ・ リスクコミュニケーションでは，産地からの情報発信をするため，産直市や量販店の地産地消コーナー等を活用し PR を行っている。
- ・ 危機管理の面では，農薬危害防止講習会の受講，農薬の安全使用に関する研修会を年に 3 回実施した。
- ・ JA に対する支援という形で取組を実施してきているが，全農自体も精米工場をもっており，昨年度 HACCP を導入した。

【広島県漁業協同組合連合会】 30～31 ページ

・ 貝毒の検査を実施している。今季は貝毒の検出があったため，頻度をあげてモニタリングを実施し，毒化したかきの流通はなかった。

- ・生産履歴については、参画企業による記帳を行った。

【広島県食品衛生協会】 32～33 ページ

- ・HACCP にどのように対応するかが課題となっており、食品衛生協会独自の事業として、食の安心・安全 5 つ星事業を推進しており、県内 60 施設程度まで拡大してきている。
- ・その他、資料のとおり様々な講習会等を実施している。

【日本チェーンストア協会】 34～35 ページ

- ・平成 29 年度は HACCP に基づいた工程管理のため、衛生マニュアルの作成を図った。
- ・食品表示では、各社最低 1 名は適正表示推進者を置くように対応をした。
- ・食物アレルギーへの取組を強化しており、無人試食を有人に変更し、ばら売り商品へのポップ表示を実施している。
- ・危機管理については、お客様からの相談等が増えており、お客様対応の体制を、各企業でこれまでの 2～3 人体制から 5～6 人体制に増やしている。問題が起きた場合の危機管理マニュアルを策定して情報の共有化を図った。

【広島県スーパーマーケット協会】 36～37 ページ

- ・県下 13 社が加盟しており各社考え方は少しずつ違うが、衛生管理については各社独自にマニュアルを作成している。特に今年から HACCP の考え方に基づく衛生管理が制度化されたため、スーパーがあるべき姿について情報収集をしている。
- ・リスクコミュニケーションでは消費者団体や行政と情報交換をするなどした。
- ・危機管理については、協会が危機管理マニュアルを作成し活用している。
- ・人材育成では協会主催のスーパーマーケット検定（ベーシック、マネージャー 2 級・3 級、バイヤー、食品表示検定等）に各社多数受験し、その勉強の中で食品の安全、食品表示についても理解を深めている。

【広島県生活協同組合連合会】 38～41 ページ

(生協ひろしま)

- ・衛生管理については各種研修を実施。また、定期的に商品検査を実施している。
- ・食品表示については、PB 開発品、産直品について管理・点検を行っており、特に管理が必要な原料は産地確認や現地監査を実施している。
- ・リスクコミュニケーションは、2012 年に策定した総合政策に基づき継続して実施している。組合員に対しては地域単位での学習会や広報誌などで情報提供をしている。
- ・危機管理は、組合員サービスセンターを設置しているほか、専任の担当者によりお客様の声の集約などにより対応している。

(広島県消費者団体連絡協議会)

- ・衛生管理については、コープ委員に対して情報提供し学習した。
- ・食品表示は、毎年の食品ウォッチャーの取組を実施した。構成団体を含めて事前学習会を開催し、店頭では 469 件を確認した。
- ・危機管理については、組合サービスセンターで情報を共有している。

【広島消費者協会】 42 ページ

- ・食品表示ウォッチャーの取組で、市内の各スーパーで鶏卵の調査を 200 件実施した。
- ・リスクコミュニケーションでは、広島市の職員を招き、表示等について勉強会を開催した。また、地域で保健所やスーパーと輸入食品や衛生管理について懇談会を開催した。

【広島県地域女性団体連絡協議会】43 ページ

・加工食品の原料原産地表示についての研修会に各市町の女性部から 50 名が参加した。

②「食の安全に関する基本方針及び推進プラン」に関する平成 30 年度の主な取組

【事務局】

資料 2 により今年度の取組を説明。

- ・ HACCP は 1 年を通して引き続き取り組んでいく。
- ・ 食中毒予防については、食中毒予防月間やノロウイルス食中毒予防月間などの取組を実施する。
- ・ 県民の食品の偽装表示に対する不安意識の割合、食品の安全に関する正しい知識の保有割合については、今年度は県政世論調査に代わる方法で調査する。
- ・ 事業者の相談窓口の整備率及び危機管理マニュアルについても、通年の監視の中で把握に努めていく。

○HACCP について

資料 3 により説明。

・ 12 月の時点で 4.2%、広域では 45.17%だったものが、3 月末では 5.75%、広域では 51.03%と少し増加した。今年度は特に HACCP 講習会について、事業者がより実践的な講習会を求めているということで、業種、品目に絞った形での講習会をすべての保健所で実施することとしている。

○食の安全に関する意識調査について

資料 4 により説明

・ 県のホームページでクイズ形式で調査を実施中である。またイベントで取り組む他、県の職員向けにもクイズを実施する。1 月上旬までに取り組んだ結果を集計してご報告する。

【田中健康福祉局長】

相談窓口の設置率など、事業者の数について、分母は出ないのか。

【事務局】

全業種が対象であり、すべてを一度に調査したうちの数字ではなく、確認したものから順に数字をあげているので、このようなデータとなっている。

【烏帽子田座長】

大まかな数字でも分母は出ないのか。

【事務局】

分母が無いため率が出ないという状況なので、今年度は抽出調査を行うこととしている。

【田中委員】

資料 1 の 11 ページ、食品の原料原産地表示のところで、40 件調査を実施したとなっている。県産のレモンとかきについて 21 事業者を検査をしたということだが、この 40 件と 21 事業者の関係はどうなっているか。また、不適率のデータとの関係はどうなのか。レモンとかきについて、産地は広島県産で違反がなかったのか関心がある。

【神島食品安全安心担当監】

40件はかき、柑橘も含め、一般の加工食品も含めて実施した件数が40件。そのうち、かきとレモンが21件で、19件はかきとレモン以外である。実施結果は、表示の仕方の間違いはあるが、原料原産地の表示違反はなかった。不適率は12月に毎年、県内で実施した一斉点検の数字で、原料原産地の調査は別に行っている。

【田中委員】

かきやレモンに関して違反はなかったということで良いのか。特にかきでは外国からのかきで、という話もあったので大事なことだと思う。

【神島食品安全安心担当監】

かきやレモンの産地表示の違反ではない。ご承知のとおりかきは全国で一番の産地なので、ブランドが落ちないように強化して調査している。

【徳田委員】

HACCPの導入について、広島県では5.8%ということだが、広島県以外で導入が進んでいるのかということについて教えていただきたい。

【烏帽子田座長】

全国もしくは中国地方ということではどうか。

【事務局】

広島県ではプランで目標を設定しているので導入率を把握しているが、他自治体ではこういった数値目標を定めているところはあまりない状況で、HACCPは啓発途中で数字がないように聞いている。5.8%という数字は低いように感じるが、他自治体と話をしている中では思ったより高い方という印象がある。

【徳田委員】

2年後のオリンピックを目指してという話をよく聞くので聞いてみた。

【烏帽子田座長】

高知県は熱心で進んでいるように聞いている。HACCPはすべての食品事業者には制度化されるということで国が進めているが、そのスケジュールなどを教えていただきたい。国が進めていくのでそのときには各自治体の導入率もわかってくるのではないかと。

【前垣委員】

製造メーカーからお寿司屋まで色々な業態があって、一概にHACCPといっても難しいところがある。

5つ星事業について説明したが、これがHACCPの1つの基本形で記録を残していくということである。事故があったときにどこが原因であったか記録を残していればすぐにわかる。飲食店関係でそれができるのかというのが問題であるが、飲食事業者に対して広く推進していこうということを食品衛生協会の中でやっている。1つ1つ日常業務の中で記帳をしていくということである。2020年という話は出ているが、少しずつでも店舗を増やすよう取り組んでいる。

【烏帽子田座長】

2年前、3年前に HACCP について深く議論をした。コーデックス委員会のいう形式の HACCP の段階が本当に必要なのか、EU は自分のところに入れるためにやっている。それから TPP の問題もあって様子を見ようとなり、簡易 HACCP というもので様子を見ることとなった。本当にとるべき業者なのかという区分けの問題がある。

【食品生活衛生課長】

食品衛生法は、今年の6月に改正され、HACCP についてはまだ施行日が定まっていない。プランで定めている HACCP は、基本的にはコーデックス規格の本格的な HACCP を当初想定して製造業を基本的に考えていた。

すべての事業者に制度化される HACCP では旧 A 基準、B 基準の2つがある。HACCP にもいくつか考え方があり、やることが違うように思う。今回のプランについてはそこまで網羅して考えていないので、次期プランではそのあたりも踏まえて見直していくようになると思う。

【事務局】

スケジュールは、改正法成立後2年以内の施行となっている。平成33年6月12日までの間にすべての食品事業者が HACCP を取り入れなくてはならない。すべての食品事業者とは許可、届出が必要な事業者ということで届出も必要ではない事業者は対象にはならない。こういった、旧 A 基準、B 基準というのを定めた政令等についても、2019年1月～6月の間に公布されるというのが今のスケジュールとなっている。

【烏帽子田座長】

HACCP とひとくくりにしても、届け出でチェックができる所と、製造業で厳密にやるところがある。A、B というのを選択されて、それを分母として網掛けをして何パーセントになるのかということ。厳格なところは製造業で輸出をする所、広域流通という印象で思っている。

今ここでいう HACCP の実績 5.8%が30年度の目標は15%、やがては20%になるというのは大丈夫か。

【事務局】

達成の見込については、現在、大規模給食施設等を精査して保健所で積み上げてもらい、概ね達成できるのではないかと思っている。あとは保健所に頑張ってもらうことが非常に重要となってくる。

【村上委員】

HACCP に関して、県が取り組んでいる食品自主衛生管理認証制度との兼ね合いはどうか。HACCP が法制化されるのであれば認証は見合わせた方がいいのかなど、業者からかなり聞かれている。早めに方針を決め、いち早く事業者に情報を流した方が良いと思う。

資料4の食の安全に関する意識調査をクイズ形式で行うことについては、今までは何をしましたという報告で質的な評価がなかったが、これを始めることにより質的なデータが取れるので、とても良いアプローチだと思う。食品安全だけに関わらず、講習会などでも、やっただけではなく、どの程度浸透しているのかというアプローチをこれから

やっていけば良いと思う。

【広島県スーパーマーケット協会】

今年2月にスーパーマーケットとしてHACCPの考えを取り入れた衛生管理はどうあるべきかということを検討している。現時点でのスーパー業界の取り組み方についてホームページで公表している。お客さんには安く、きちんと衛生管理ができたものを提供していくということでやっている。これについては厚生労働省のホームページでも公表されている。

【烏帽子田座長】

政令が整備される段階で、目途が立ったら、何をもってHACCPかなどの情報提供をお願いしたい。

資料4のクイズはいろいろな質問があるが、問題の選択はどのように行っているか。何か問題の選択に基準があるのか。割に高度だと思う。

【事務局】

生産から消費に至るまでの間でこういった取組があるということを知っていただくために、食中毒などに偏らず幅広く出題した。

これまでの調査で不安意識が比較的高い「輸入食品・農薬・食品添加物」は関心も高いので、解説編で正しいことを知っていただくために、このような問題構成とした。

福山市のイベントで実施した反応では、GAPについては真剣に考え込まれていた。非常に難しかったようだが、その分、解説編をしっかりと見てもらえたと思う。

【烏帽子田座長】

問題を分類して、絞込みができる形にする方法もある。また、GAPは注釈をつけた方が良いかもしれない。正しいことだけを書いて、知っているか知らないかチェックするというような方法など、色々なやり方があるので参考にしてほしい。

【事務局】

正しい知識の保有割合ということでやった。イベントでは文字数が多いと難しいので、少し不親切に見えるかもしれないが、ぎりぎりまで絞り込んだつもりである。

【烏帽子田座長】

いろいろなやり方があるということで一つの参考にさせていただければと思う。

全体としては平成29年度の取組として10項目中6項目は達成もしくは概ね達成、残りは31年度の最終年に向けて取組を強化するという方向性だと思っている。

③ 災害時における食の安全に関する課題について

【烏帽子田座長】

7月に大きな災害があった。緊急事態に対する、言い方は悪いが後学というか、今後こうしたらよくなるということもあると思うので、それぞれ情報提供をお願いしたい。

【食品衛生協会】

日本食品衛生協会からスタッフが派遣され、会員に対する支援をしようという際に、危機管理での連携ができていないということを痛感した。幸い、被災地で食中毒が発生しなかったが、危機管理体制ができていなかったことについて反省している。

【チェーンストア協会】

イズミの例では、イズミは熊本地震のときに準備した備品があった。断水に関しては、500L 入りの容器を保管しており、各店舗で活用することができた。そういったものを備えておく必要がある。道路の寸断により店舗まで届かないということで、物流の確保が一番大変であった。また、停電による温度管理にはドライアイス等も活用したが苦慮した。

【スーパーマーケット協会】

災害後、CGC グループで意見交換した。呉・福山・三原、東広島などで被害を受けたが、被害状況がつかみ難く、まず被害状況をいかに知るかということが課題で、その後対応策を考えなくてはならない。

また、行政などから救援物資の要請があるが、店舗に直接要請があっても店長にすべての権限があるわけではなく、その店舗で判断ができないので、行政へは各企業の本部を経由して要請を出してもらうことをお願いしたい。

CGC グループは東北や神戸の震災も経験しており、備蓄の飲料水などを融通し合うノウハウはあるが、道路の通行許可が取れないことがある。最初の1週間くらいは救援車両の通行許可の体制整備が重要だと思う。

自社店舗がハザードマップのどの位置に立地するかを理解しておく事も重要だとの意見もあった。

【広島県生活協同組合連合会】

事業者としては、流通時、保管時の温度管理、自主避難者への配慮が必要だと考える。消費者の視点では、個人個人が衛生面に注意できる注意喚起が必要である。また1週間程度たつと、栄養面での配慮も必要となる。個人のアレルギーや食事制限の把握も必要である。

【広島消費者協会】

まずは安全・安心な飲み水を確保し、常に各自が1週間分程度の備蓄をしておく。また、それをバランスや衛生に配慮して調理する方法を知っていることが必要である。

【県食品生活衛生課】

県では炊き出しに対する注意喚起等を行った。

輸入の水など、表示ルールの運用を緩和するなどの相談があったが、もう少し早めに消費者庁に対し働きかけをするべきだったと考えている。

【広島市】

広島市内にはたくさんの避難所が設置されたが、消毒液や手洗いの洗浄液などの衛生確保に係る物資が設置されておらず、これらを設置した。また、弁当等の温度管理が適正に行われていない事例が散見され、食事による食中毒がおきないように苦心した。

7月から8月末にかけて食品衛生部局、環境衛生部局、健康推進課で生活衛生班を組み、各避難所を定期的にまわった。また、床上浸水をした被災者に消毒薬を配布し使用方法について説明した。

炊き出しは全国からいろいろなものを工夫して提供しようとしていただいたが、水道水が十分に供給されていない中で、ざるそばのような食品を提供しようとするといいたことがあり、指導に苦慮した。

【呉市】

呉市も非常に被害が大きく、支援を受けてようやく整ってきた。直後は情報が全く入ってこなかった。電話も通じにくく、日ごろから情報を把握しておく体制の必要性を感じた。道路がすべて寸断されて外部から物が入ってこず、数日間スーパーにも物がないという状況だった。それぞれの地域で消毒薬等も含めて備蓄しておくことが課題である。

炊き出しについては、被災者のストレスに配慮しメニューが多様化していく中で、どのようなメニューなら良いのかという問い合わせがあったが、指導の目安はあったがきっちりとしたものがなく対応に苦慮した。また、浸水などがあった営業施設が再開するにあたり、清掃と消毒や食品の廃棄などについての指導指針というものを備えておけばよかった。

災害ゴミが多く、ハエが多く発生したり、ネズミもたくさん出ている地域もあった。衛生害虫の防除について事前に防除事業者団体と防除協定を結んでおくなどの対応をしておけば、大量発生を抑えられたのではないかと思われ、この点も課題である。

【福山市】

福山市はそこまで大きな被害ではなかったが、保健所に情報はなかなか入ってこなかった。直後は避難所開設に掛かりきりとなった。

市民へはメール配信などにより注意喚起を行ったり、床上浸水した家庭へ消毒薬の配布を行うなどした。

炊き出しについてはボランティアからの問い合わせも多かったが、度が過ぎるものについては控えていただいたりという対応を取った。

【烏帽子田座長】

全般的に食の安全そのものとか、それ以外にも様々な課題があった。今後、後学のためにまとめたりマニュアル化ということはお考えか。

【食品生活衛生課長】

今回の災害の時系列などを整理して今後の参考にしたい。食品に関しては、幸い食中毒の発生はなく、皆様のご協力で何とか乗り越えた。ただ今回は23市町のうち15市町というかなり広域で断水が発生し大きな被害があった。そういったことを今後のまとめとして整理したい。

【烏帽子田座長】

この委員会が関わるか、県のどこかの部署なのかということも含めて、論点メモ的な形で、それをどのようにつなげたという、次の災害はあってはならないが、万が一のために備える必要がある。

ネズミの大量発生とは追い出されてどこからか逃げてくるのか。

【呉市】

おそらくそうである。家が壊れて餌場がないとかで集まってくるのだと思う。

【烏帽子田座長】

安全で平穏なときは水が食品衛生にもたくさん使えるが、それができず飲み水の確保

さえ難しいというのは大変な問題で、そういった状況に応じて論点整理をする必要があるのかもしれない。

④食品衛生法の改正について(情報提供)

【事務局】

資料6により説明。

今回の法改正で大きく7本の柱がある。施行日については資料のとおり、2年以内（又は1年、3年以内）となっている。また、随時情報提供していく。

(閉会)